

制度の名称	大規模災害による旅券発給等手数料減免
支援の種類	減免
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法又は被災者生活再建支援法が適用された被災者に対する国及び県の手数料を減額又は免除します。 ●減免期間は、災害救助法又は被災者生活再建支援法の適用日から原則1年とし、必要に応じ延長します。 ●手数料の減免の適用は、各災害につき1回のみです。
お問い合わせ	岐阜県旅券センター（電話 058-277-1000）及び各市町村旅券窓口 リンク先： https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13253.html